住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書

政府は、財政赤字の原因が公務員・公的部門職員の人件費にあるかのように主張し、公務員の削減をすすめると同時に、中央省庁再編、地方出先機関の統廃合や民営化・民間委託化などを推進してきた。その結果、1967年に約90万人だった国家公務員は30万人以下にまで減少した。愛知県内では、ハローワークや法務局出張所、国立病院、測候所の廃止・縮小・移譲などが実施された。これらは地方自治体にとっても重大な問題である。

さらに政府は、「総人件費抑制」を前提とした「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を現在もすすめている。

そのため、現場では正規職員が増やせず、そのかわりに非常勤職員が多く採用され、その数は約7万人にのぼっている。非常勤職員は3年で一律公募にかけられるか雇い止めされる不安定な雇用であり、処遇も劣悪なことから「官製ワーキングプア」と批判されている。

憲法は国民の基本的人権を保障するうえで、国にその責務があることを定め、そのために行政機関、国立病院、試験・研究機関、裁判所など国の機関が設置されており、これらの機関の縮小や統廃合、公務員削減は、国の役割を放棄するものである。

また、地方創生や地方分権の名のもとに、国が果たすべき業務の地方自治体への移管がすすめられているが、財源をともなわない権限移譲は地方自治体にとって重い負担となっている。

これらのことから住民の暮らしと命をまもるために、国の出先機関の予算・人員体制を 強化するなど行財政・司法の拡充が求められており、そのことは、住民の安全・安心をひ ろげることによって地域経済の活性化、自治体財政の充実をはかるうえでも喫緊の課題と なっている。

よって、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1. 住民の暮らしと命、安全・安心をまもるために、「行政機関の職員の定員に関する法律(総定員法)」を廃止するとともに、新たな「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針(定員合理化計画)」は策定しないこと。
- 2. 全国一律の行政サービスを提供するうえで、国の出先機関が必要不可欠であることを ふまえ、廃止・縮小・移譲などを実施しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日

衆議院議長 大島理森 殿 参議院議長 伊達忠一 殿 内閣総理大臣 安倍晋三 殿 財務大臣 麻生太郎 殿総務大臣 石田真敏 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会